

わかすぎやましんしゃさいくつせいせき

## 「徳島県若杉山辰砂採掘遺跡出土石器」の 重要文化財（美術工芸品）〈考古資料〉の指定について

国の文化審議会は、令和4年11月18日（金）、「徳島県若杉山辰砂採掘遺跡出土石器」を重要文化財（美術工芸品）〈考古資料〉に指定するよう文部科学大臣に答申しました。

○新指定 重要文化財（美術工芸品）〈考古資料〉

名 称 徳島県若杉山辰砂採掘遺跡出土石器

所蔵及び点数 徳島県、124点

(1) 徳島県立博物館保管 99点

石杵 72点

石臼 27点

〔 附 土器残欠 105点  
石製勾玉 1点 〕

(2) 徳島県立埋蔵文化財総合センター保管 25点

石杵 24点

石臼 1点

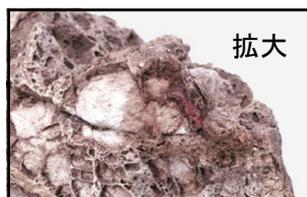
〔 附 石杵剥片 9点  
辰砂鉱石 11点  
土器残欠 9点 〕

【内容】

「徳島県若杉山辰砂採掘遺跡出土石器」は、阿南市水井町に所在する国史跡「若杉山辰砂採掘遺跡」からの出土品で、赤色顔料として多彩な用途に用いられた水銀朱の原料となる「辰砂」の採掘や精製に使用され、弥生時代後期から古墳時代初頭における水銀朱生産の実態を示すものとして学術的価値の高い考古資料であることから、重要文化財（美術工芸品）に新たに指定されることとなった。



石杵、石臼



(参考) 辰砂鉱石